

水痘ワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種実施について

(付議要旨)

「水痘ワクチン」及び「高齢者肺炎球菌ワクチン」の予防接種について、関係法令が改正され平成 26 年 10 月に任意予防接種から定期予防接種となる予定であるため、これを実施する。

1 主旨

平成 25 年度、厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会及び予防接種基本方針部会において、広く接種機会を提供することが望ましい接種ワクチンとして「水痘ワクチン」及び「高齢者肺炎球菌ワクチン」の定期予防接種化が検討され、平成 26 年 1 月の予防接種・ワクチン分科会において定期予防接種とする方針となった。

これに伴い、厚生労働省は関係法令を改正し、平成 26 年 10 月から「水痘ワクチン」及び「高齢者肺炎球菌ワクチン」の予防接種を現在の任意予防接種から定期予防接種に変更するとしたため、これを実施する。

2 内容

(1) 水痘ワクチン定期予防接種

① 対象者 1 歳から 2 歳の者（生後 12 月から 36 月に至るまでの間）

※ 経過措置

平成 26 年度（平成 27 年 3 月まで）は、3 歳から 4 歳（生後 36 月から 60 月に至るまでの間）の者も接種対象とする。（1 回限り）

② 接種回数 2 回 ※ 2 回目は、初回接種終了後 6 月から 12 月の間に接種。

③ 接種単価 10,476 円（全額公費負担） ※23 区統一単価とするため調整中。

④ 想定対象者数（平成 26 年 6 月 1 日現在）

1 歳から 2 歳の者 約 12,000 名 、 3 歳から 4 歳の者 約 8,000 名

⑤ その他

既に水痘に罹患したことがある者は接種対象外とする。

任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある者は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなす（経過措置対象者も含む）。

(2) 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

① 対象者 ア 65 歳の者（経過措置終了後の平成 31 年度より実施）

イ 60 歳以上 65 歳未満の者で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者

※ 経過措置

- ・ 平成 26 年度から平成 30 年度は、各当該年度に 65・70・75・80・85・90・95・100 歳となる者を対象とする。
- ・ 平成 26 年度に限り、当該年度に 101 歳以上となる者も対象とする。

② 接種回数 1 回

③ 接種単価 約 8,000 円(公費負担 4,000 円) ※23 区統一単価とするため調整中。

④ 想定対象者数(平成 26 年 6 月 1 日現在)

65 歳以上(5 歳ごと)で過去に助成を受けていない者 約 35,000 名

⑤ その他

平成 26 年 10 月からの定期予防接種化に伴い、平成 23 年度より区が独自に実施している 70 歳以上の区民に対する「高齢者肺炎球菌予防接種費用助成」については中止する。

しかし、定期予防接種の対象年齢が 65 歳以上になったことにより、66 歳から 69 歳の接種費用軽減と接種機会がなかった空白の年齢層に対して、接種費用軽減と接種機会の確保を目的に、「高齢者肺炎球菌予防接種費用助成」を平成 27 年 3 月まで、実施する。(助成額 3,000 円 対象人口約 35,000 名)

なお、予算は 26 年度当初予算で対応可能である。

3 平成 26 年度所要経費(概算)

(1) 定期予防接種 280,000 千円

① 水痘ワクチン 200,000 千円

② 高齢者肺炎球菌ワクチン 80,000 千円

(2) 任意予防接種

① 高齢者肺炎球菌ワクチン 16,000 千円(平成 26 年 9 月までの現行制度での必要経費を含む)

(3) その他

定期予防接種に係る 280,000 千円については、平成 26 年度第 2 次補正予算で対応予定。

高齢者肺炎球菌ワクチンの任意予防接種については、26 年度当初予算内で対応予定。

4 スケジュール(予定)

平成 26 年 7 月中旬 予防接種法関係政令公布

7 月 25 日 福祉保健常任報告

10 月 予防接種法関係政令施行、実施